

別記様式第1号(第四関係)

ひらいずみちょう

# 平泉町活性化計画

岩手県平泉町

平成26年2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	平泉町活性化計画						
都道府県名	岩手県	市町村名	平泉町	地区名(※1)	平泉町	計画期間(※2)	平成26年度～平成30年度

## 目標 : (※3)

都市との交流が拡大することによって地域資源の価値が再発見され、地域住民の活躍の場を創出するとともに地域の長を生かしたアグリビジネスを展開して地域経済の活性化を図る。  
特に、地域資源を生かした産直・加工や農家レストランなどを支援するとともに、平成23年6月に世界遺産登録された「平泉の文化遺産」の観光資源を最大限に活用した観光と調和のとれた農業振興と農村交流都市住民との交流促進による地域活性化を図り、地域の特色を生かした農村体験などの平泉型グリーン・ツーリズムへの取り組みを推進し、地域産物販売額26.65%増の221,700千円を目指す。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

平泉町は、岩手県の南部に位置し、東、西南は一関市、北は奥州市の2市に隣接しており、東西は16.15km、南北は8.15km、総面積63.39km<sup>2</sup>で岩手県内では最も小さな町である。町の中央を北上川が南流しその流域の両側は平坦地で、主要耕地となっているが、水害の常襲地帯である。北上川の西岸を併走する国道4号以西は、奥羽山系に続く丘陵地帯であり、東側は北上山系特有の丘陵山地をなしている。気候は、太平洋気候区に属し、北上山地と奥羽山脈に囲まれて内陸性の気候を示し、温暖な地域である。平均気温は約10℃、年間降水量は約900mmとあまり多くなく、また積雪も少なく、県内では比較的住みよい地域である。

平成23年6月には「平泉の文化遺産」がユネスコの世界遺産に登録され、特に、自然環境の保全が重要であり、より一層の農業振興が必要である。

平泉地区の農業は、水稻を基幹とし、畜産、果樹、野菜の複合経営を主体に農業生産が展開されており、今後は、高品質、高収益の作物を担い手農家を中心に導入し、地域として産地化を図り、経営規模の拡大を志向する農家とその他の農家との間で、労働力提供、農地の賃借等の役割分担を図りつつ地域複合としての農業発展を目指す。

### 現状と課題

他産業への就業による兼業化が進み、農業の担い手不足が深刻化している。また、農業就業者人口の高齢化及び減少に伴って、遊休地化した農地が近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手等に対する農地の利用集積など地域の農業振興を図るうえでの障害となる。

また、町内には小規模な農産物等直売施設が5箇所あり、それぞれが工夫し特色のある商品を提供しているが、各施設とも点在し集客に苦慮している状況で生産意欲の低下が懸念される。

今後は既存の直売施設と連携した販売促進の拠点となる施設を整備し、基幹産業である農業を基軸とした観光、雇用、定住促進を図ることが重要課題である。

### 今後の展開方向等(※4)

平成23年6月に「平泉の文化遺産」がユネスコの世界遺産に登録され、今後、観光客の増加が見込まれることから観光振興施策が重要となる。一方、豊かな自然と田園風景の中で、住む人や訪れる人が安らぎを感じ、文化遺産を生かしながら新たな出会いと文化の創造を目指すまちづくりを進めており、特に自然環境の保全が重要なことから農業振興は必要不可欠なものとなってきている。

観光客をターゲットとし、町内で生産された安心安全な農産物及び加工品等を供給する体制を整え、既存の直売施設等と連携して特産品開発や直売所の充実を図るほか、都市の中学生を農家民泊させながら田植え、稲刈り、牛の世話、りんごの摘果などの農業体験や中尊寺、毛越寺での座禅、写経体験をしてもらい、当町との交流を深めることにより地域振興を図る平泉型グリーン・ツーリズムを推進する。特に、産直活動の推進と体制整備により遊休農地等の活用も図りながら、生産者間の連携強化、消費者との交流拡大により域内流通・産直事業を推進し、地域産物販売額26.65%増の221,700千円を目指し地域活力の向上を図る。

## 【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
平泉町	平泉町	地域資源活用総合交流促進施設(受入機能強化施設)	平泉町	有	ハ	

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
平泉町	平泉町	農山漁村活性化施設整備附帯事業	平泉町	有	

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
平泉町	平泉町	道の駅整備事業	岩手河川国道事務所	駐車場、トイレ、休憩施設 (※農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業との重複部分はなく、用途・目的により事業費を区分けし、面積で適正に案分している)

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

#### 【記入要領】

※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

平泉町地区(岩手県平泉町)	区域面積(※2)	5,142ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積は5,142haで、農林地面積は3,869haで約75%を占め、全就業者数4,682人に対する農林漁業従事者数801人の割合は17.1%であり、農林漁業が重要な地域である。農業の兼業化と農業従事者の高齢化、担い手不足等により農業就業人口が減少している。しかしながら、農業は当地区の基幹産業であることから、今後、担い手農家や集落営農組織活動による農地集積、作物生産の集団化、団地化等により生産性の向上を図らなければならない。また、都市計画と農業振興地域整備計画等との整合を図りながら、計画的な土地利用と整備に努め、優良農地の保全と生産基盤の整備を図っていくものである。		
②法第3条第2号関係: 人口の減少(平成14年9,122人→平成24年8,286人で9.16%減)、農林漁業者の高齢化傾向、担い手不足等からみて、活性化のためには交流を進めることが必要不可欠な地域である。		
③法第3条第3号関係: 平泉町の中で、都市計画の用途地域(※建設予定地を除く)があるが、その区域は除外しており、市街地を形成していない区域である。 (平泉町全体面積(6,339ha)-都市計画区域面積(1,200ha)+建設予定地面積(3ha)=活性化計画区域面積(5,142ha))  ※施設建設予定地は都市計画用途地域(第1種住居地域)であるが、史跡地周辺のため、今後も都市的土地利用が行われる可能性は極めて低い。 また平泉町は町の中央部を縦断する北上川の東西の二つに分かれる街区(西に平泉街区、東に長島街区)により形成されており、施設建設予定地は平泉街区と長島街区の中間に位置していることから、双方から立ち寄りやすい特性があり、町全体の活性化を図るうえで最も立地に適している場所である。 なお、都市計画「第1種住居地域」及び景観計画「歴史景観地区・景観地区」に指定されているが、基準内であれば施設整備に問題はない。		

#### 【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(該当なし)

##### (1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設		
					氏名	住所		氏名	住所			市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	

##### (2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

##### (3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

##### 【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

(該当なし)

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

本計画は地域連携販売力強化施設の整備により、平泉型グリーンツーリズムの推進及び農業者の生産意欲の向上と地産地消の推進による地域活性化を図り、施設利用者による地域産物販売額の増加を目標としている。

販売額の増加の達成状況については、平成29～30年度の地域産物等の販売額を基に平泉町による評価を行う他、岩手県中小企業団体中央会等による経営指導を含めた外部評価等も取り入れ、事後評価を実施する。

また必要に応じて施設利用者に対し、満足度についてのアンケート調査を実施し、利用者のニーズに対応できているか否かを検証し評価するとともに、町及び関係機関一体となって地域の活性化を推進する。

(平泉町の担当課:平泉町役場農林振興課)

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。  
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。